【イ.添付書類】（経営者・専従者・内職向けです。全て自己申告の形でご記入ください。）

学校名	**小牧**	新学年	**1**	児童名	**小牧　山ノ助**	①加入　2　職業変更 3　その他（　　）

勤務（就労）状況証明（申立）書

（宛先）小　牧　市　長

就労者	住　所	**小牧市堀の内三丁目1番地**		
	氏　名	**小牧　元雄**	児童との続柄	**祖父**

区　分	内　容		
仕事をする場所	①．自宅 ２．その他（　　）		
（自宅以外の場合のみ）	通勤方法	公共交通機関・自家用車・自転車・徒歩・その他（　　）	
	通勤時間	勤務先～自宅　　時間　　分（片道）	
仕事の内容	具体的に記入してください **日用品・雑貨の販売**		㊀営業者・専従者・内職
就労曜日	□月 □火 □水 □木 □金 □土 □日 ☑不定休（シフト制）		
就労（営業）時間	（平　日） （土曜日） （変則の場合）	**8時　30分～　20時　00分** 時　分～　時　分 時　分～　時　分	
１月当りの就労日数	**22**日		
産前・産後休業 ※取得予定を含む	□取得予定　□取得中　□取得済み		
	期間	年　月　日　～　年　月　日	
育児休業	□取得予定　□取得中　□取得済み		
	期間	年　月　日　～　年　月　日	
復職（予定）年月日	□　復職予定　□　復職済み　　年　月　日		
内職の場合：１個あたり　　円　１日あたり　　個×　　円＝　　円 材料の配送・納品　本人・その他（　　）			

経営者・専従者・内職の方は、
下記のいずれかの事業所名・就労者氏名が記載された書類(コピー可)が必要です。

自営・自営従事者の方・本人または親族が経営する会社に就労している方・内職の方の添付書類	☑確定申告書(控)　□源泉徴収票　□営業許可証 □事業証明　□登記簿謄本　□開業届 □雇用契約書（内職の方のみ）　□給与明細書（内職の方のみ） □その他（　　）

上記のとおり相違ありません。

令和〇〇年〇月〇〇

事業者（経営者）住　　所　**××市××〇〇ー〇〇**
事業所名　**□□□□商店**
代表者名　**小牧　元雄**
電　　話　〇〇〇〇－□□－××××

※ 証明内容に虚偽があった場合は、加入決定を取消しますので、ご了承ください。
※ 専従者…個人事業主と生計を同じくする配偶者やその他の親族で、その事業に専ら従事している人
※ 添付書類について、名刺のみの提出は原則として無効です

【イ.添付書類】（経営者・専従者・内職向けです。全て自己申告の形でご記入ください。）

学校名	**小牧**	新学年	**1**	児童名	**小牧　山ノ助**	①加入　2　職業変更 3　その他（　　）

勤務（就労）状況証明（申立）書

（宛先）小　牧　市　長

就労者	住　所	**小牧市堀の内三丁目1番地**		
	氏　名	**小牧　市子**	児童との続柄	**祖母**

区　分	内　容		
仕事をする場所	①．自宅 ２．その他（　　）		
（自宅以外の場合のみ）	通勤方法	公共交通機関・自家用車・自転車・徒歩・その他（　　）	
	通勤時間	勤務先～自宅　　時間　　分（片道）	
仕事の内容	具体的に記入してください **日用品・雑貨の販売**		経営者・(専従者)・内職
就労曜日	☑月 ☑火 □水 ☑木 ☑金 ☑土 □日 □不定休（シフト制）		
就労（営業）時間	（平　日）　**9時　00分～　16時　00分** （土曜日）　時　分～　時　分 （変則の場合）　時　分～　時　分		
１月当りの就労日数	**21**日		
産前・産後休業 ※取得予定を含む	□取得予定　□取得中　□取得済み		
	期間	年　月　日　～　年　月　日	
育児休業	□取得予定　□取得中　□取得済み		
	期間	年　月　日　～　年　月　日	
復職（予定）年月日	□　復職予定　□　復職済み　　年　月　日		
内職の場合：１個あたり　　円　１日あたり　　個×　　円＝　　円 材料の配送・納品　本人・その他（　　）			

経営者・専従者・内職の方は、
下記のいずれかの事業所名・就労者氏名が記載された書類(コピー可)が必要です。

自営・自営従事者の方・本人または親族が経営する会社に就労している方・内職の方の添付書類	☑確定申告書(控)　□源泉徴収票　□営業許可証 □事業証明　□登記簿謄本　□開業届 □雇用契約書（内職の方のみ）　□給与明細書（内職の方のみ） □その他（　　）

上記のとおり相違ありません。

令和〇〇年〇月〇〇日

事業者（経営者）住　所　**××市××〇〇ー〇〇**
事業所名　**□□□□商店**
代表者名　**小牧　元雄**
電　話　〇〇〇〇－□□－××××

※ 証明内容に虚偽があった場合は、加入決定を取消しますので、ご了承ください。
※ 専従者…個人事業主と生計を同じくする配偶者やその他の親族で、その事業に専ら従事している人
※ 添付書類について、名刺のみの提出は原則として無効です